

今後の中学校教育

——教育課程改善の方向——

奥田真丈

一 中学校教育課程の歴史の変遷

戦後の学制改革によっていわゆる新制中学校が発足してからすでに二十数年を経過している。ここに今後の中学校教育を考察するに当たり、過去の中学校教育を特にその教育課程を中心に変遷を概観しておこう。

わが国においては、学校の教育課程は学習指導要領を基準として編成し実施されることになっているから、教育課程の変遷はいわば学習指導要領の改訂の経緯を見ればわかる。

〈昭和二十二年版学習指導要領〉

最初の学習指導要領は、昭和二十二年三月に、「教科課程、教科内容およびその取り扱いの基準」として、文部省によって編集刊行された。それはその後、時代の進展や社会情勢の変化あるいは実施の経験等にかんがみてたびたび改訂が行なわれた。

昭和二十二年版の学習指導要領は、新学制の発足に間に合わ

ずべく早急に作成されたために、各学校の実情に合わずまたその実践にふじゅうぶんな点が多かったので、文部省では昭和二十四年に指導要領編集委員会を設置して、実施状況の実態を調査し、同年五月に主として中学校の教科と時間配当についての一部改訂が行なわれた。

その要点とするところは、特別教育活動を新設したこと、体育科を保健体育科、国史を日本史と名称変更したこと、授業時数について最低時間数と最高時間数とを示したことなどであった。

〈昭和二十六年の改訂〉

昭和二十四年の一部改訂後も小さな改訂は数回にわたって行なわれたが、昭和二十六年にいたり、従来の不備を補ない学習指導要領の整備充実を図るために全面的な改訂が行なわれた。

この改訂は小学校については相当大幅な改善であったが、中学校については、先の二十四年の改善を踏襲したものであった。

しかし各教科の学習指導要領は、それぞれ中学校と高等学校と合わせて一冊の相当厚いものとして整備された。

昭和三十年には、社会科の学習指導要領が改訂された。これは社会科という若い教科の持っていた宿命からでもあったが、特に戦後の道義心の低下などの問題と関連して道徳教育の問題が社会科とどのような関係に立つかを明瞭にする必要があったと考えられたものである。この改訂によって、社会科における地理、歴史、政治・経済・社会の各分野制の採用、それによって地理、

歴史、政治・経済・社会の各分野の内容が明示され、いわゆる系統学習が重視された。もちろん道徳教育の充実のための社会科のあり方なども改められた。

〈昭和三十三年の改訂〉

昭和三十三年にいたって、その後の社会情勢や産業経済の進展、基礎学力の低下および教育実践の反省などから再び全面的な改訂が行なわれ、併せて関連法規の改正等も行なわれ、今日の教育課程の基礎を築いた。すなわち、昭和二十七年の平和条約発効を契機として、わが国の国情に即ししかも将来国際社会の一員として発展していく基礎を固めるために、義務教育内容の徹底的な再検討を要望する声が強くなってきたこと、一方、当時におけるめざましい産業、社会、文化の進展に応じて、学校教育に対する科学技術教育の重視などの社会的要請が強まってきたこと、などの理由から学習指導要領の全面的な改訂が行なわれたのである。

その際の改訂の要点は、次のようなものであった。

- (一) 道徳の時間を特設して道徳教育を徹底して行なうようにすること。
- (二) 基礎学力の充実を図ること。
- (三) 科学技術の向上を図るために、特に数学、理科の内容を充実して授業時数の増加を図るとともに新たに技術・家庭科を設けること。
- (四) 地理、歴史教育を改善、充実すること。

- (五) 情操の陶冶、身体健康、安全の指導を充実すること。
- (六) 選択教科の数を増し、生徒の進路、特性に應ずる教育がじゅうぶんに行なえるようにすること。
- (七) 小・中学校の教育内容について義務教育としての一貫性をもたせること。

〈昭和四十四年の改訂〉

- (八) 各教科の目標および内容を精選して基本的なことから学習に重点をおくこと。
- (九) 教育課程の最低基準を示し、義務教育の水準の維持を図ること。

昭和三十三年以後における科学技術の革新や経済の高度成長には目をみはるものがあり、それに従って、国民の生活や文化の水準も著しく向上した。一方、中学校教育そのものも、昭和三十三年当時五〇パーセント程度であった高等学校進学率が、その後急速に上昇し、八〇パーセント以上の者が高等学校へ進学する有様となったので、高等学校教育との関連のもとにそれを再検討する必要があること、さらに中学校生徒の発達傾向をみると、情緒の不安定、心身の不均衡、自己中心の傾向などがめだち、その是正を図る必要が生じてきていることなど、中学校教育自体にも解決を要する問題を持つようになった。

昭和四十四年にいたってこのような社会情勢の変化や、中学校教育自体の問題、さらに加えて現行の教育課程実施の経緯や将来に対する広い展望などを考慮して、中学校学習指導要領の

改訂が行なわれた。この新学習指導要領に基づく教育は昭和四十七年度より全面的に実施される。

二 中学校教育改善の基本的考え方

中学校教育は、教育基本法や学校教育法に示す教育の目的や目標の達成のために行なわれるものであることは論ずるまでもない。しかしこれらの目的や目標はいわば究極的なものであって、実際的には生徒の実態や社会の要請などに基づいて、強調点を含んだ具体的なねらいをもって教育が行なわれる。中学校教育の改善もその具体的なねらいをどのように考えるかによってその方向が定まるものである。したがってまず生徒や社会等の実態認識をいかにするかがたいせつである。

〈中学校教育の実態〉

中学校は義務教育の一環として小学校の基礎の上に立って、また中等教育の一環として後期中等教育の前段階として位置づけられていることは、六・三・三制のためまえ上いうまでもないことである。しかし、近年のように中学校卒業生の高等学校への進学率の上昇は、六・三・三制創設当時と同じような考え方で中学校をみることを許さなくなっているし、また後期中等教育はますます拡充整備されていく方向にあることを思うと、前期・後期の中等教育の関連は従来以上に重視されなければならないといえる。換言すれば中学校の性格は、いまや義務教育の完成段階というよりはむしろ中等教育の前段階として、いうな

れば小学校と高等学校との橋渡しの性格をもっているということとを認識しなければならないのである。

またそこで学ぶ生徒の心身の発達傾向も注目する必要がある。中学校時代は一般に青年前期といわれているように、心身の発達は急速であり、自己の自覚が始まり、社会的関心も高まるのであるが、情緒の不安定、心身の不均衡、自己中心性の傾向も著しくなる。特に最近はいわゆる成熟加速現象が著しく、心身の不均衡はきわめて特異な現象としてあらわれている。中学校教育が対象とする生徒は、こういうものであるということとを深く認識する必要がある。

なお、現在は、戦後のベビーブームの波がようやく中学校を過ぎ去り、すし詰め学級の解消、教員定数の改善、施設設備の改善充実、小規模学校の統廃合による減少など、環境条件の改善が着々と進められていることもじゅうぶん考慮しなければならない点である。

〈社会環境の変化〉

時代の進展に伴う社会環境の急激な変化もまた中学校教育を考える場合にはじゅうぶん考慮しなければならない。すなわち科学技術の高度の発達、経済、社会、文化などの急激な進展、たとえば、経済の高度成長はわが国の産業構造を大きく変えるとともに国民の生活水準を引き上げ、マスコミの発達とも相応じて、いわゆる大衆社会の現象を招来していることなどは顕著な例である。また国際社会におけるわが国の地位の向上は自他

ともに認め得るところであり、いわゆる先進国として、国際社会における指導性を発揮しよう大きな期待が寄せられていることも留意すべきことである。さらに情報化社会に生きる人間、あるいは二十一世紀を荷う人間を育成することが大きく期待されているということも忘れることができない。

以上述べたような事からはすべて今後の中学校教育のあり方やその教育内容を考える場合に大きな関係を持ってくるのである。

〈今後の強調事項〉

以上のように中学校教育をめぐる実態や要請事項を眺めると、今後の中学校教育において、特に形成せんとする生徒の人間像の上で強調すべきであると思われる事項として次のようなものがあげられる。

- (一) 小学校教育の基礎の上に、自然、社会、文化などについての知識理解をよりいっそう発展させ、さらに、自然、社会、文化などに対処する能力や態度を確実に身につけさせること。
- (二) 人間の全面的な発達、特に、①健康と体力の増進、②創造的な思考力の育成、③豊かな情操の陶冶、④理性的な態度や克己心とともに実践的な意欲の涵養、などを図ること。
- (三) 家庭、社会および国家のよき形成者としての資質、特に、①人間尊重の態度、②規律を守り責任を重んずる態度、

- ③社会事象に対する正しい認識や公正な判断力、④国家に対する理解と愛情、⑤国家の発展に尽くそうとする態度、⑥国際理解と国際協調の精神、⑦世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする態度などの育成を図ること。
- (四) さらに、①社会的使命の自覚、②将来の進路の選択能力、③自己の個性・能力・特性などの理解、④社会連帯の意識、⑤公共に奉仕する態度、⑥職業についての基礎的な知識や技能、⑦勤労を尊重する態度などの育成を図ること。

以上のような事項については従来の中学校教育においてもねらいとしてきたことではあるが、今後においては従来以上に各教科の指導やさまざまな教育活動においてこれらのねらいの達成を図らなければならないと考えられるのである。

三 今後の中学校教育課程

昭和四十四年の春、文部省は中学校学習指導要領を改訂したが、その際、改訂の基本方針として次の四つの事項を掲げた。

- (一) 望ましい人間形成の上から調和と統一のある教育課程の編成を図ること。
 - (二) 指導内容を基本的事項に精選・集約すること。
 - (三) 生徒の能力・適性等に応ずる教育の徹底を図ること。
 - (四) 授業時数については年間の標準的な時数を示すとともに、弾力的な運用が図れるようにすること。
- これらはさかのばれば、中学校の教育課程の改善を審議して

いた教育課程審議会が文部大臣に対して答申した改善の基本方針であって、文部省は学習指導要領の改訂にあたってこれに忠実に従っているにすぎないわけであるが、現場の各学校において教育課程を編成し実施する場合にはやはりこれらの基本方針に従って行なわなければならない。したがって、今後の中学校教育すなわち各中学校における教育課程の編成やその実施に当たって基本的考え方がこれに示されていることになる。そこで次にこれらの基本方針を現場的発想のもとに少しく詳細に考察してみることにする。

〈調和と統一のある教育課程〉

基本方針の第一は調和と統一のある教育課程を編成することであるが、これは今日までの中学校教育の偏りと不統一とを是正しようとする考えに基づくものである。

今までの中学校教育において一般に見られる姿としては、たとえば、教育課程の編成領域として教科と教科外の特別教育活動等があるに拘らず教科の領域に重点を置き過ぎ、その教科の領域には数学や社会科等の知的教科、音楽や美術等の情操的教科、保健体育等の身体的教科、農業、工業等の職業的教科などがあるに拘らず知的教科を偏重し、また知的教科の教育では応用力や思考力まで養おうとしないで単なる知識を暗記させるようないわゆる知識の注入に陥り、さらに情操的教科や身体的教科でも実技の修得をしないで単にペーパーテストの準備に終わってしまうというようなありさまである。

したがって、教育課程の編成要素のそれぞれについてじゅうぶんな理解をもって右のような偏重の起こらないように調和と統一が保たれるよう適切な教育課程が編成され実行されなければならないのである。たとえば、教育課程の編成領域としての各教科、道徳、特別活動のそれぞれの意義を理解し、特に特別活動の位置づけを重視するとか、知的、情操的、身体的、職業的の各教科の目標、内容等を理解し、それぞれ独自の位置づけをするとともに相互の関連性も重視して総合的・全体的に調和と統一を保ってより上位の学校教育の目標達成を図るようになるとか、さらに、それぞれの教科の指導においても、その教科の特性に応じて知的面、技能的面、態度的面などのバランスを保つようにしなければならないのである。

これを総括的にいうならば、いわゆる知育、徳育、体育の調和を図るとともに人間としても知、情、意、体の全面的な発達を図るように教育課程を編成する必要があるのである。

〈指導内容を精選・集約した教育課程〉

基本方針の第二は指導内容を基本的事項に精選・集約することであるが、これは教材の選択等学習指導の計画を作成したりそれを実践したりする段階において特に留意しなければならない方針である。

この内容の精選の問題は、今日の時代における学校教育の課題として、世界の各国が共通に抱えている問題である。科学技術が進歩し、社会が高度化するに及んで学校で取り扱わなけれ

ばならない内容は増える一方であり、しかもその程度もますます高くなる傾向にある。しかし、限られた時間、限られた場所、限られた人手の学校教育としては、それを総て取り扱うことは不可能である。そこで現代社会における学校の果たすべき役割が考え直されて、学校特に義務教育段階の学校は基本的事項、基礎的事項を取り扱うことを使命とするように考えられるようになり、学校教育の内容が考え直されいゆる教育の現代化が図られるようになった。

しかしながらこの精選・集約は非常に困難な問題である。精選という一般に過去の雑多な、複雑多岐なものを整理することを意味するが、右に述べた趣旨から、そういう意味とともに将来学校教育で取り扱うべき内容を新たに考え直して構造化しその基本的事項、基礎的事項を意味することを理解しなければならぬ。すなわち、量的な精選ばかりではなく質的な精選をも意味するのである。

したがって今後の中学校教育としては、各学校においてまたそれぞれの教師が担当する教科について、取り扱う教材を、学習指導要領に示している事項に基づいて、再構成しなければならぬことになる。

この際問題になるのは、教材の系統性ということであり、それを教育の方法と関連させるとますます複雑な問題となる。ここで考えられる教材の系統性ということは、単なる教材の論理的な系統性だけでなく、生徒の心理的発達に應ずる教材の系統性をも含んでいなければならない。また教材の系統性を重視

するあまりいゆる系統学習のみに偏って、いゆる経験主義に基づく問題解決学習を排除したり軽視したりするようなことがあってはならない。系統学習か問題解決学習かという問題は、両者を対比的に考えていずれか一方を排除し一方を採用するということではなくそれぞれの長所短所をわきまえて、指導のねらいに即して両者を活用するという方が望ましいと考える。

〈能力・適性等に應ずる教育課程〉

基本方針の第三は、生徒の能力・適性等に應ずる教育を施すとともにそれをさらに伸長さすような教育課程を編成することであるが、生徒一人ひとりの能力を尊重するということは今後の中学校教育としては特に留意しなければならない点である。

教育課程編成の一般方針としては、生徒の心身の発達段階と特性をじゅうぶん考慮することになっており、また、選択教科の設置なども考慮されているが、特に改訂された学習指導要領では総則において、「個々の生徒の能力・適性等の的確な把握に努め、その伸長を図るよう指導する」(総則第一の九の②)ことを強調している。さらに教育課程編成上特別の配慮としていくつかの事がらが学習指導要領に述べられている。

今回の改訂においては、いゆる学業不振の生徒に対しては「学校において特に必要がある場合には、学業不振のため通常の教育課程による学習が困難な生徒について、各教科の目標の趣旨をそこなわぬ範囲内で、各教科の各学年または各分野の

目標および内容に関する事項の一部を欠くことができる(総則第一の四)として、教育課程編成上の特例を認めている。これは今回の改訂の大きな特色であって、今後の中学校教育においてはこれの適用実施が期待されている。

なお、学力の進んでいるものすなわちいわゆる英才といわれるような者に対しては、学習指導要領に示している事項のほかにさらに内容を加えて指導してもよいことになっている(総則第一の二)。また、能力差や学力差の最もはげしくあらわれる数学や英語の教科では、その内容の取り扱いにおいてそれぞれ配慮事項を示している。

これらの方針に基づいて実践される授業の形態としては、①各教師が特に一人ひとりの生徒の能力・適性等に留意して学習指導を展開する、②学級内の生徒をグループ分けしてグループ別指導を行なう、③同一学年の生徒を能力別に学級編制して、指導計画の異なる能力別指導を行なう、④学業不振の生徒に対し特別の教育課程で指導を行なうなどが考えられるがいずれの場合もグループや学級を固定化しないで常に流動的に扱ったりいわゆる促進学級の扱おう配慮する必要がある。

なお授業時数については従来のように最低授業時数として画一的に取り扱うことを排除していわゆる標準時数として定められているから、今後の中学校教育としては各学校でそれぞれ適切な授業時数の運用を図るようくふうしなければならない。

以上、教育課程の編成を中心として今後の中学校教育のあり方を考察したが、これを各学校で実践に移すまでにはさらに詳細に具体的に研究を積み重ねねばならないし、特に学習指導の方法技術は革新される必要があるし、学校経営や学級経営もよりいっそう効果を高め能率を上げるための改善くふうが必要である。

参考文献

- 一 新しい中学校教育課程 奥田真丈編
- 一 昭和四十三年七月 大日本図書株式会社
- 一 中学校新教育課程講座 奥田真丈他著
- 一 昭和四十四年八月 帝国地方行政学会
- 一 新教育課程事典中学校編 奥田真丈編
- 一 昭和四十四年十月 第一法規出版株式会社

(文部省中学校教育課長)